

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 406

2020年 11 月 NOVEMBER



今月のお知らせ

年末調整の準備をはじめましょう
税務署からの資料は大切に保管しておきましょう

- ✍ 令和2年分の年末調整
- ✍ はしやすめ ・七五三の由来
- ✍ 税務まめ辞典 ・GoToトラベルの経理処理
- ✍



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

令和2年分の年末調整



昨年からの変更点

給与所得控除額の見直し

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,625,000円以下	650,000円	550,000円
1,625千円超1,800千円以下	収入金額×40%	収入金額×40% - 100,000円
1,800千円超3,600千円以下	収入金額×30% + 180,000円	収入金額×30% + 80,000円
3,600千円超6,600千円以下	収入金額×20% + 540,000円	収入金額×20% + 440,000円
6,600千円超8,500千円以下	収入金額×10% + 1,200,000円	収入金額×10% + 1,100,000円
8,500千円超10,000千円以下		1,950,000円
10,000千円超	2,200,000円	

給与所得控除が一律10万円引き下げられ、給与所得控除の最低額は55万円となります。また、収入金額が850万円を超える場合は15万円引き下げられ、給与所得控除額の限度額は195万円となります。**※基礎控除額は10万円引き上げられるため給与収入が850万円以下の場合、前年と比べて実質負担は変わりません。**

所得金額調整控除の創設

控除対象者	控除金額
① 23歳未満の扶養親族がいる場合 ② 本人が特別障害者に該当する場合 ③ 特別障害者に該当する配偶者又は扶養親族の合計所得金額が48万円以下の場合	(給与等の収入金額 - 850万円) × 10% ※上記の給与等の収入金額は1,000万円が上限

給与収入が850万円を超える子育て・介護世帯は負担増に配慮し、新たに控除が追加されました。「扶養親族」は「扶養控除」の対象とは関係ありませんので、扶養控除申告書に記載がなくても所得金額調整控除を受けることができます。例えば中学生の子がいる共働きの夫婦の給与収入がそれぞれ850万円を超える場合でも、その夫婦の両方が所得金額調整控除の適用を受けることができます。

基礎控除額の引き上げ

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円

2,500万円を超えると控除額は0円となります。

扶養親族等の合計所得金額の要件等の改正

控除の種類	適用要件等	
	改正前	改正後
扶養控除 配偶者控除 障害者控除	対象者の合計所得金額が38万円	対象者の合計所得金額が48万円以下 ※給与収入換算では103万円以下で変わらず
源泉控除対象配偶者	合計所得金額が85万円以下	合計所得金額が95万円以下 ※給与収入換算では150万円以下で変わらず
配偶者特別控除	合計所得金額が38万円超123万円以下	合計所得金額が48万円超133万円以下
勤労学生控除	合計所得金額が65万円以下	合計所得金額が75万円以下

「ひとり親控除」の新設及び寡婦（寡夫）控除の見直し

婚姻歴や性別にかかわらず、下記の要件を満たせば「ひとり親控除」35万円の控除が受けられます。
 なお、これらの改正により合計所得金額が500万円超でも適用されていた寡婦控除（27万円）及び合計所得金額500万円以下で適用されていた特別の寡婦（35万円）は廃止されました。

合計所得額	扶養親族	女性			男性	
		死別	離婚	未婚	死別・離婚	未婚
500万円以下	無	27万円	×	×	×	×
	有(子以外)	27万円	27万円	×	×	×
	有(子)	35万円	35万円	35万円	35万円	35万円

※事実上婚姻関係（未届けの妻又は未届けの夫）と同様の事情にあると認められる者が住民票に記載されていないことの要件があります

年末調整書類の変更

基礎控除の見直しや所得金額調整控除の創設により「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に様式が変更となりました。

基礎控除申告書及び配偶者控除等申告書の見本

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円 (裏面「4(1)」を参照)
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円 (裏面「4(2)」を参照)
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

判定	控除額	区分
<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円	区分Ⅰ
<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)		
<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)	32万円	基礎控除の額
<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下		
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下		
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 控除額の計算の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
 ○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
明大 昭平	年 月 日	年 月 日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所		
あなたと配偶者の生計を一にする事実		

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円 (裏面「4(1)」を参照)
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円 (裏面「4(2)」を参照)
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

判定	控除額	区分
<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳以上 (1)	配偶者控除	区分Ⅱ
<input type="checkbox"/> (昭26.1.1以前生)《老人控除対象配偶者に該当》		
<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳未満 (2)	配偶者特別控除	(上の①～④を記載)
<input type="checkbox"/> 48万円超95万円以下 (3)		
<input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下 (4)		

- 自社以外に給与の支払いがあれば加えて記入
- 当事務所に年末調整を依頼される場合はこちらで計算しますので収入金額の記入だけで結構です
- 給与以外に所得がある場合は所得金額もご記入ください

所得金額調整控除申告書の見本

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。
 なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
 ○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	☆扶養親族等		★特別障害者
	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	
<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名		特別障害者に該当する事実 (裏面「3-2(4)」を参照)
<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 [※] が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	明大 昭平 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所		
<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢25歳未満(平10.1.2以後生) (右の★欄のみを記載)	左記の者の左記の者の合計あなたとの総所得金額(見積額)		

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

※ 給与収入が850万円以下の場合には控除の適用は受けられませんので記入する必要はありません

はしやすめ

七五三の由来



11月に入り着物を着た小さいお子さんが、手を引かれて神社へ七五三のお参りする姿を見かけます。七五三の由来は諸説あり、平安時代に宮中で行われていた3つの儀式が基になっているといわれています。

3歳：髪置き（かみおき）

平安時代の頃は、3歳までは髪を剃って坊主にしておく健康な髪が生えてくると信じられていたため、赤ちゃんから子どもへと成長した3歳頃から髪を伸ばし始めるという儀式

5歳：袴着（はかまぎ）

子どもが正装である袴を初めて身に着ける時に行う儀式で、平安時代には男女の区別なく行われていたが、江戸時代には男児のみが行う儀式に変わっていった。

7歳：帯解き（おびとき）

子ども用の紐の付いた着物から、大人の女性と同じように帯を初めて締める成長の儀式。こちらも男女の区別なく行われていたが、江戸時代には女兒のみが行う儀式に変わっていった。

七五三のお参りは、5代将軍である徳川綱吉とくがわつなよしが11月15日に自分の長男の健康を神社に祈願したのが始まりといわれています。現在では男児は3歳と5歳、女児は3歳と7歳で行われるのが一般的ですが、兄弟姉妹がいる場合は続けてお祝いするのが大変なので、数え年などで一緒にすることも多いようです。

ところで七五三といえば千歳飴ちとせあめですが、起源は浅草の七兵衛という飴売りが棒状の飴を縁起のいい紅白に染めて「千年飴せんねんあめ」や「寿命糖じゅみょうとう」として売り出したのが始まりとする説と、大阪の平野甚左衛門が同じように「千歳飴せんざいあめ」として浅草で売り出したとする説があります。

千歳飴には「細く、長く、粘り強く、長い年月を健やかに生きてほしい」という長寿の願いが込められていますが、子どもには少々硬いようです。おまけに7歳頃は歯の生え変わり期で、食べたら「歯が抜けた」なんていうこともしばしば。しかし最近の写真スタジオでは合成で直してくれるようですのでご安心を！

税務まめ辞典

GOTトラベルの経理処理

国内での宿泊や日帰り旅行を対象に旅行代金等の2分の1（1人1泊当たり上限2万円）が補助されるGOTトラベル事業がスタートしています。私用に限らず、会社の出張などで宿泊等をする場合も給付の対象となります。

補助の7割（旅行代金の35%）は旅行代金に充当、残り3割（旅行代金の15%）は旅行先の地域クーポン券として給付されます。旅行代金の一部を国が旅行者に対し補助する仕組みとなっており、旅行代金が値引きされているわけではありません。

例えば会社の出張でGOTトラベル対象の旅行代金2万2千円（税込）を支払った場合（補助額7千7百円）の経理処理は左記のとおりです。

補助額を含めて精算する場合（税込経理）			
（借方）		（貸方）	
旅費交通費	22,000円	現金	22,000円

補助額を除いて精算する場合（税込経理）			
（借方）		（貸方）	
旅費交通費	22,000円	現金	14,300円
		雑収入	7,700円

また、地域クーポン券を利用して土産等を購入した場合も上記と同様の処理となります。（勘定科目は旅費交通費が実際費等になります）
雑収入の消費税は不課税となります。
ちなみに個人で受け取るGOTキャンペーン事業における給付金は「一時所得」となりますが、他の一時所得と合わせて、年間50万円を超えない限り課税される心配はありません。